

# 帝京平成大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、帝京平成大学学則(以下「大学学則」という。)第39条の規定、帝京平成大学通信教育課程規則(以下「通信課程規則」という。)第25条の規定及び、帝京平成大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第30条の規定並びに、帝京平成大学通信制大学院規則(以下「通信制大学院規則」という。)第19条の規定に基づき、帝京平成大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する専門職学位は、修士(専門職)とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則及び通信課程規則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与する。

2 修士の学位は、大学院学則及び通信制大学院規則の定めるところにより、本学の大学院研究科(以下「研究科」という。)の2年の修士課程(以下「修士課程」という。)又は修士課程(通信制)に2年以上在学し、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、研究科の3年の博士課程に3年以上、薬学研究科の場合は、4年の博士課程に4年以上(以下「博士課程」という。)在学し、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に授与するものとする。

4 修士(専門職)の学位は、研究科の専門職学位課程の2年の課程(以下「専門職学位課程」という。)に2年以上在学し、所定の単位を修得した者に授与するものとする。

5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、研究科の博士課程を経ない者であっても、本学に博士論文を提出し、研究科の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(在学者の学位論文の提出)

第4条 学位論文は在学期間中に提出するものとし、その提出期間は研究科において定める。

(学位の申請)

第5条 第3条第2項の規定により修士の学位を受けようとする者は、帝京平成大学大学院研究科修士学位審査要項に則り、帝京平成大学大学院委員会委員長(以下、大学院委員長という)に申請しなければならない。

2 第3条第3項の規定により博士の学位を受けようとする者は、帝京平成大学大学院研究科課程博士学位審査要項に則り、大学院委員長に申請しなければならない。

3 第3条第4項の規定により修士(専門職)の学位を受けようとする者は、専門職学位課程を修了したことについて当該研究科委員会で承認を受けなければならない。

4 第3条第5項の規定に基づき博士の学位を受けようとする者が学位を申請するときは、帝京平成大学大学院研究科論文博士学位審査要項に則り、大学院委員長に申請しなければならない。

5 研究科の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し退学した者が、3年以内に学位を申請するときは、帝京平成大学大学院研究科課程博士学位審査要項に則り審査する。

6 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しないものとする。

(学位論文)

第6条 学位論文は1編に限る。

2 研究科長は、審査のために必要があるときは、学位論文提出者に論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第7条 大学院委員長は、第5条第1項の規定により修士の学位論文を受理したときは研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2 大学院委員長は、第5条第2項及び第4項、第5項の規定により博士の学位論文を受理したときは研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第8条 前条第1項の規定により学位論文の審査を行う研究科委員会は、専攻分野の教員及び学位論文に関係のある教員の中から3名以上の審査委員を選出して、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、論文の審査を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定により学位論文の審査を行う研究科委員会は、本審査委員（主査1名、副査2名）を選出して、論文の審査を行わせるものとする。

(試験)

第9条 試験は、第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により申請のあった者に対し学位論文の審査を経た後、学位論文を中心として関連のある専門分野について筆記又は口述により行うものとする。

なお、第5条第4項の規定により申請のあった者に対しては、外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(審査期間)

第10条 修士論文は、申請者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、学位論文の本審査の申請後1カ月以内に審査を終了するものとする。

(研究科委員会への報告)

第11条 本審査委員は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験の結果を研究科長に報告するものとする。

(合否の判定)

第12条 研究科長は、第5条第2項、第4項及び第5項に規定される者の学位論文審査結果報告書を受理した場合、速やかに特別審査会に提出するものとする。特別審査会については、別途内規に定める。

2 特別審査会は、学位論文審査結果報告書の内容について定められた期日までに確認・審査し、学位論文審査結果報告書を研究科長に提出する。

3 研究科長は、特別審査会で可とされた場合には、学位授与判定を行う研究科委員会を開催する。

4 研究科委員会は、投票によって学位論文及び最終試験の合否案を判定する。判定には、研究科の全委員の2/3以上の出席を要し（但し、委任状出席は除く）、出席委員の2/3以上の賛成をもって可とする。

5 研究科長は、前項4による本審査の結果を学位論文審査結果報告書に記載し大学院委員長に速やかに報告しなければならない。

6 研究科長は、第5条第1項、2項、4項及び5項に規定される者の学位論文審査結果報告書を受理した場合、速やかに大学院委員会に提出するものとする。

(最終合否判定)

第13条 大学院委員長は、学位論文審査結果報告書を受理した場合、大学院委員会を開催する。

2 合否の判定には、全委員の2/3以上の出席を要し、出席委員の2/3以上の賛成をもって合格とする。

3 判定に当たって必要があるときは、学外の専門家に意見を求めることができる。

(学位の授与)

第14条 学長は、第13条に基づき学位を授与すると決定した者には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位規則第12条に定める様式により学位簿に登録し、文部科学省に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない事由がある場合は学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは「帝京平成大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会もしくは大学院委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 大学院委員会において、前項の決定をする場合は第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記し、学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第20条 学士、修士及び博士の学位記の様式は、別記様式Ⅰ、様式Ⅱ、様式Ⅲ、様式Ⅳ及び様式Ⅴのとおりとする。

(専攻分野の名称)

第21条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻	学位(専攻分野)
現代ライフ学部	人間文化学科 経営マネジメント学科 児童学科 観光経営学科	学士(人間文化学) 学士(経営学) 学士(児童学) 学士(経営学)
健康メディカル学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 臨床心理学科 健康栄養学科 医療科学科	学士(理学療法学) 学士(作業療法学) 学士(言語聴覚学) 学士(心理学) 学士(栄養学) 学士(健康科学)
ヒューマンケア学部	看護学科 柔道整復学科 鍼灸学科	学士(看護学) 学士(保健科学) 学士(保健科学)
薬学部	薬学科	学士(薬学)

健康医療スポーツ学部	理学療法学科 作業療法学科 柔道整復学科 医療スポーツ学科 看護学科	学士（理学療法学） 学士（作業療法学） 学士（柔道整復学） 学士（保健科学） 学士（看護学）
研究科	専攻	学位(専攻分野)
環境情報学研究科	環境情報学専攻 環境情報学専攻	修士（情報学） 博士（情報学）
健康科学研究科	理学療法学専攻 作業療法学専攻 言語聴覚学専攻 健康栄養学専攻 病院前救急医療学専攻 柔道整復学専攻 鍼灸学専攻 臨床心理学専攻 健康科学専攻	修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 修士（健康科学） 博士（健康科学） 博士（健康科学）
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
薬学研究科	薬学専攻	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

(改廃)

第22条 この規程の改廃については学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行し、学士の学位については、平成4年3月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成6年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成7年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成9年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成11年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成12年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成14年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成16年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、平成19年4月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 13 この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 14 この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。
- 15 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。

- 16 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 17 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 18 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 19 この規程は、平成29年1月1日から改定施行する。
- 20 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。



別記様式第Ⅲ

(第3条第3項の規定により授与する学位記の様式)

○課博第 ○号	帝京平成大学長 ○○○○ 印	年月日	博士(○○学)の学位を授与する	の 博士課程を修了したので	本学大学院○○学研究科○○学専攻	大学院印	学位記
						氏名	

別記様式第Ⅳ

(第3条第4項の規定により授与する学位記の様式)

○修専第 ○号	帝京平成大学長 ○○○○ 印	年月日	(専門職)の学位を授与する	を 修了したので臨床心理修士	本学大学院臨床心理学研究科 臨床心理学専攻の専門職学位課程	大学院印	学位記
						氏名	

別記様式第V

(第3条第5項の規定により授与する学位記の様式)

○論博第 ○号	帝京平成大学長 ○○○○ 印	年月日	博士(○○学)の学位を授与する の審査及び試験に合格したので 本学に学位論文を提出し所定 の審査及び試験に合格したので	大学院印	氏名	年月日生	学位記
------------	----------------------	-----	--	------	----	------	-----